

逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、逗子市が発注する契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、有資格業者（逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）第126条の規定に基づき一般競争入札参加資格者の名簿に登載された者をいう。以下同じ。）の一般競争入札の参加停止及び指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札参加停止及び指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各号に掲げる措置要件に該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間について一般競争入札参加停止及び指名停止（以下「停止措置」という。）を行うものとする。なお、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由とする停止措置は、神奈川県警察本部長からの回答又は通知があった場合とする。

- 2 停止措置の期間中の有資格業者について、別件により新たに停止措置を行う場合は、停止措置の通知を別途行うものとする。
- 3 有資格業者が同一の事案において複数の措置要件に該当する場合の停止措置の期間は、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものとする。
- 4 市長は、既に停止措置を受けた（停止措置の期間中を含む。）有資格業者が、同一事案において新たに他の措置要件に該当することとなった場合は、最も長い停止措置期間に比して不足する期間について停止措置を行うものとする。

(停止措置の期間の特例)

第3条 有資格業者が停止措置の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に別表第1又は別表第2の措置要件に該当することとなった場合（原因となる事実又は行為が当初の停止措置を行った後のものに限る。）における停止措置の期間は、別表各号に定める期間の2倍とする。ただし、その期間は24月を超えることができない。

- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の課徴金減免制度の適用が公表された有資格業者が、その旨を市長に申し出た場合における停止措置の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、停止措置の期間を2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは別表の期間を2倍まで延長することができる。ただし、その期間は24月を超えることができない。

(停止措置の期間の変更)

第4条 市長は、停止措置の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前条第3項及び第4項の範囲内で停止措置の期間を変更することができる。

(停止措置の期間の解除)

第5条 市長は、停止措置の期間中の有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、停止措置を解除するものとする。

- (1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたとき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等）。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てをしたことにより停止措置となった有資格業者が、裁判所の再生又は更生計画の認可を受けた後、停止措置解除の申し出があったとき。ただし、工事に登録している場合は、競争入札参加資格の再認定を受けることを要する。
- (3) 別表第3の1号及び4号により停止措置を行った場合は、第1号においては12か月、第4号においては3か月を経過した時点における、神奈川県警察本部への照会結果、又は同本部長からの通知により、当該停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

(下請負人及び共同企業体に対する停止措置)

第6条 市長は、第2条第1項の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人についても停止措置を行うものとする。

- 2 市長は、共同企業体について停止措置を行うときは、当該共同企業体の代表者及びその他構成員（代表者以外の構成員をいう。以下同じ。）に対して行うものとし、その他構成員の停止措置の期間は代表者の2分の1とする。ただし、共同企業体構成員の責任体制が明らかに区別できる分担施工型の工事であって、明らかに当該停止措置について責を負わないと認められるその他構成員については停止措置を行わない。

(停止措置に伴う契約等の制限)

第7条 市長は、停止措置の期間が満了するまでの間、当該停止措置に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。

- 2 市長は、現に一般競争入札参加資格を有することを確認（指名競争入札にあつては指名）している有資格業者が新たに停止措置に該当することとなったときは、その確認（指名競争入札にあつては指名）を取り消すものとする。
- 3 市長は、落札決定者であっても契約締結前に停止措置となった有資格業者を契約の相手方としてはならない。
- 4 市長は、停止措置の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 5 市長は、停止措置の期間中の有資格業者に対する新たな工事の下請け又は受託を認めてはならない。
- 6 前5項の規定は、停止措置に係る有資格業者を含む共同企業体についても同様とする。

(停止措置等の通知)

第8条 市長は、次の各号に掲げる措置を行ったときは、それぞれ当該各号に定める様式により当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

- (1) 第2条又は第6条の規定による停止措置 一般競争入札参加停止及び指名停止通知書（第1号様式）
- (2) 第4条の規定による停止措置の期間の変更 一般競争入札参加停止期間変更及び指名停止期間変更通知書（第2号様式）
- (3) 第5条の規定による停止措置の解除 一般競争入札参加停止解除及び指名停止解除通知書（第3号様式）
- (4) 前条第2項の規定による入札参加資格確認（指名競争入札にあつては指名）の取り消し 一般競争入札参加資格確認取消及び指名停止取消通知書（第4号様式）

2 市長は、前項第1項の規定により停止措置の通知をする場合において、当該停止措置の事由が本市と締結した契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（停止措置に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対して書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
（旧基準の廃止）
- 2 逗子市指名停止取扱基準（平成10年12月1日施行。次項において「旧基準」という。）は、廃止する。
（経過規定）
- 3 この基準施行の際、現に旧基準の規定により指名停止されている有資格者については、旧基準の規定は、この基準施行後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成18年8月1日から施行する。
（経過規定）
- 2 この基準施行の際、現に停止措置されている有資格者については、この基準施行後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(経過規定)
- 2 この基準の施行の際、現に停止措置されている有資格者については、この基準施行後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(暴力団対策措置旧基準の廃止)
- 2 逗子市公共工事暴力団対策措置基準（平成 7 年 12 月 7 日施行）は廃止する。
(経過規定)
- 3 この基準の施行の際、現に停止措置されている有資格者については、この基準施行後も、なおその効力を有する。
- 4 別表第 3 の規定は、施行日以降に有資格者によって行われた行為等について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
(経過規定)
- 2 この基準の施行の際、現に停止措置されている有資格者については、この基準施行後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）（工事又はコンサルに係るもの）

措置要件	区 分		期 間
（贈賄） 1 刑法（明治40年法律第45号）第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	市発注契約		24 か月
	県内発注契約		12 か月
	県外発注契約		6 か月
（談合等） 2 刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	市発注契約		24 か月
	県内発注契約		12 か月
	県外発注契約		6 か月
（不当な取引制限等） 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき	市発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	24 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	12 か月
		同意審決等により違反事実が確定したとき	12 か月
	県内発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	12 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6 か月
		同意審決等により違反事実が確定したとき	6 か月
	県外発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6 か月
		同意審決等により違反事実が確定したとき	6 か月
（工事中の公衆損害事故） 4 公衆に死亡者等の事故を生じ、現場代理人等が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき	市発注契約	死亡者（事故発生から24時間以内に死亡した者）を生じたとき	24 か月
		負傷者（入院加療を要する者）を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	12 か月
	県内発注契約	死亡者（事故発生から24時間以内に死亡した者）を生じたとき	12 か月
	県外発注契約	死亡者（事故発生から24時間以内に死亡した者）を生じたとき	6 か月
（工事中の工事関係者事故） 5 工事関係者に死亡者等の事故を生じ、現場代理人等が労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき	市発注契約	死亡者（事故発生から24時間以内に死亡した者）を生じたとき	12 か月
		負傷者（入院加療を要する者）を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6 か月
	県内発注契約	死亡者（事故発生から24時間以内に死亡した者）を生じたとき	6 か月
	県外発注契約	死亡者（事故発生から24時間以内に死亡した者）を生じたとき	3 か月

(粗雑工事) 6 工事完了後に過失による粗雑工事が判明したとき	市発注契約	死亡者（事故発生から 24 時間以内に死亡した者）を生じたとき	24 か月
		負傷者（入院加療を要する者）を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	12 か月
		上記以外の粗雑工事（逗子市工事検査規程（平成 17 年 1 月 1 日施行）第 12 条に規定する検査成績評定調書の評定が E（60 点未満）を含む。）	12 か月
	県内発注契約	死亡者（事故発生から 24 時間以内に死亡した者）を生じたとき	12 か月
	県外発注契約	死亡者（事故発生から 24 時間以内に死亡した者）を生じたとき	6 か月
(市発注契約に関する不正又は違反) 7 市発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき	市に損害を与えたとき		24 か月
	入札情報を不正に得ようとしたとき		24 か月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む。）		24 か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき		12 か月
	落札者の責に帰すべき事由により契約ができないとき		12 か月
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む。）		6 か月
	その他契約に違反したとき（現場管理又は品質に関して 2 度以上の指摘にもかかわらず改善されなかったときを含む。）		6 か月
(市不適正経理への関与) 8 市職員による不適正な経理処理に関与したとき	市職員による不適正な経理処理に関与し、市に損害を与えたとき		12 か月
	市職員による不適正な経理処理に関与したとき		3 か月
(建設業法違反) 9 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）違反により監督処分が出されたとき	市発注契約		12 か月
	県内発注契約		6 か月
	県外発注契約		3 か月
(法令違反) 10 法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	市発注契約		24 か月
	県内発注契約		12 か月
	県外発注契約		6 か月
(代表者の起訴等) 11 代表者（肩書きに「代表」を付した者をいう。）が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき			6 か月
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき			6 か月
(経営不振) 13 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき			経営状態が安定したと認められる日まで

備 考

- 1 「市発注契約」とは、逗子市が発注する契約をいう。
- 2 「県内発注契約」とは、神奈川県内における逗子市発注契約以外の契約をいう。
- 3 「県外発注契約」とは、神奈川県外における契約をいう。
- 4 期間の始期は、当該認定をした日又は当該事実を知った日からとする。

別表第2（第2条関係）（物品又は一般委託に係るもの）

措 置 要 件	区 分		期 間
（贈賄） 1 刑法（明治40年法律第45号）第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	市発注契約		24 か月
	県内発注契約		12 か月
	県外発注契約		6 か月
（談合等） 2 刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	市発注契約		24 か月
	県内発注契約		12 か月
	県外発注契約		6 か月
（不当な取引制限等） 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき	市発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	18 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6 か月
		同意審決等により違反事実が確定したとき	6 か月
	県内発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	4 か月
		同意審決等により違反事実が確定したとき	4 か月
	県外発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	4 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	3 か月
		同意審決等により違反事実が確定したとき	3 か月
（景品表示法違反） 4 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反したとき	神奈川県内行為	公正取引委員会から排除命令を受けたとき	4 か月
	神奈川県外行為	公正取引委員会から排除命令を受けたとき	3 か月
（市発注契約に関する不正又は違反） 5 市発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき	市に重大な損害を与えたとき		6 か月
	故意に物品の製造を粗雑にし、又は仕様書等に定められた品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき		6 か月
	入札情報を不正に得ようとしたとき		6 か月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む。）		6 か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき		6 か月
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む。）		3 か月
	落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損ねる行為があったとき		3 か月
	その他契約条件に違反したとき		3 か月
（市不適正経理への関与） 6 市職員による不適正な経理処理に関与したとき	「預け金」、「差し替え」など市の不適正な経理処理に関与し、重大な影響を与えたとき		12 か月
	「預け金」、「差し替え」など市の不適正な経理処理に関与したとき		3 か月

(法令違反) 7 法令違反の容疑により逮捕又は起訴され、又は行政処分を受けたとき		業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき	3 か月
(代表者の起訴等) 8 代表者（肩書きに「代表」を付した者をいう。）が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき			3 か月
(不正又は不誠実な行為) 9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき			3 か月
(経営不振) 10 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき			経営状態が安定したと認められる日まで

備 考

- 1 「市発注契約」とは、逗子市が発注する契約をいう。
- 2 「県内発注契約」とは、神奈川県内における逗子市発注契約以外の契約をいう。
- 3 「県外発注契約」とは、神奈川県外における契約をいう。
- 4 「神奈川県内行為」とは、神奈川県内において発生した行為をいう。
- 5 期間の始期は、当該認定をした日又は当該事実を知った日からとする。

別表第3（第2条関係）（工事、コンサル、物品又は一般委託に係るもの）

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者である個人が返子市暴力団排除条例（平成23年返子市条例第15号）第2条第3号に定める暴力団員等であると認められたとき又は有資格業者である法人等が同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2 有資格者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項に違反したと認められたとき。	6か月
3 有資格者が神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められたとき。	6か月
4 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。	3か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
5 不当介入を受けたにも関わらず、正当な理由なく、市又は警察に通報しなかったと認められるとき。	3か月

第 1 号様式（第 2 条及び第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

逗子市長 印

一般競争入札参加停止及び指名停止通知書

このことについて、次のとおり決定したので通知します。

1 停止期間

年 月 日から 年 月 日

2 停止事由

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

逗子市長 ⑩

一般競争入札参加停止期間変更及び指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号により停止決定した旨を通知したところですが、次のとおり当該停止期間を変更したので通知します。

1 変更の理由

2 従前の停止期間

年 月 日から 年 月 日

3 変更後の停止期間

年 月 日から 年 月 日

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

逗子市長 ⑩

一般競争入札参加停止解除及び指名停止解除通知書

年 月 日付け 第 号により一般競争入札参加停止及び指名
停止決定した旨を通知したところですが、 年 月 日付けで当該停止を解
除したので通知します。

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

逗子市長 印

一般競争入札参加資格確認取消及び指名取消通知書

このことについて、次のとおり決定したので通知します。

- 1 取消事由
- 2 取消対象